

社会福祉法人岩根福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人岩根福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 役員等については、実費弁償的な金額の範囲で交通費を支給することとし、報酬は支給しない。

(交通費の算定方法)

第3条 役員等に対する交通費の額は、次の区分に応じて定めるものとする。

(1) 交通費については、JR 区間のみ実費支給する。

(支給方法)

第4条 役員等に対する交通費は、当該会議等業務のために出席した都度、または本人の希望により最終の当該会議時に1年分を支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

この規定は、平成30年6月23日から施行し、平成29年4月1日より適用する。